

福祉用具貸与項目

番号	種目	機能又は構造等
1	車いす	自走用標準型車いす、普通型電動車いす又は介助用標準型車いすに限る。
2	車いす付属品	クッション、電動補助装置等であって、車いすと一体的に使用されるものに限る。
3	特殊寝台	サイドレールが取り付けられているもの又は取り付け可能なものであって、次に掲げる機能のいずれかを有するもの。 (1)背部又は脚部の傾斜角度が調整できる機能 (2)床板の高さが無段階に調整できる機能
4	特殊寝台付属品	マットレス、サイドレール等であって、特殊寝台と一体的に使用されるものに限る。
5	床ずれ防止用具	次のいずれかに該当するものに限る。 (1)送風装置又は空気圧調整装置を備えた空気マット (2)水等によって減圧による体圧分散効果をもつ全身用のマット
6	体位変換器	空気パッド等を身体の下に挿入することにより、居宅介護者等の体位を容易に変換できる機能を有するものに限る、体位の保持のみを目的とするものを除く。
7	手すり	取り付けに際し、工事を伴わないものに限る。
8	スロープ	段差解消のためのものであって、取り付けに際し、工事を伴わないものに限る。
9	歩行器	歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、次のいずれかに該当するものに限る。 (1)車輪を有するものであっては、身体の前及び左右を囲む把手等を有するもの (2)四脚を有するものであっては、上肢で保持して移動させることが可能なもの
10	歩行補助つえ	松葉づえ、カナディアンクラッチ、ロフストランドクラッチ、プラットフォームクラッチ及び多点杖に限る。
11	移動用リフト(つり具の部分を除く。)	床走行式、固定式又は据置式であり、かつ、身体をつり上げ又は体重を支える構造を有するものであって、その構造により、自力で移動が困難な者の移動を補助する機能を有するもの(取り付けに住宅の改修を伴うものを除く。)

12	自動排泄処理装置	尿又は便が自動的に吸引されるものであり、かつ、尿や便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するものであって、居宅介護等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの（交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるものであって、居宅介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるものをいう。）を除く。）
----	----------	--